

国土利用計画（全国計画）に係る意見聴取について

国土利用計画法第5条第3項の規定による都道府県からの意見聴取の結果、41団体から意見がない旨回答をいただき、6団体から13件のご意見をいただきました。その主な事項別内訳は、以下のとおりです。

・地域類型別の国土利用（都市）	3件
・地域類型別の国土利用（農山漁村）	2件
・国土利用の質的向上	3件
・地域整備施策の推進	2件
・その他	3件

事項	No.	意見	意見に対する考え方
地域類型別の国土利用(都市)	1	<p>国土の有効利用の促進や低未利用地対策の実現のため、特に本県の県土利用上の課題である次の事項を全国計画に反映されたい。</p> <p>2 人にも環境にも優しい賑わいのある都市づくり(コンパクトシティの形成) 高齢者等移動の円滑化やCO2排出量削減、低未利用地の有効利用の促進などの観点から集約型都市構造への転換を推進する旨を計画に反映されたい。</p>	<p>集約型都市構造については、人口減少に伴う市街化圧力低下が見通されるなどの中、持続可能な国土管理を進めていく上で重要な視点であると認識しており、「1.(2)ア」では中心市街地での都市機能の集積、アクセシビリティの確保、低未利用地の再利用の優先と自然的土地利用からの転換抑制、環境負荷の少ない都市の形成、また、「3.(5)ア」では環境負荷の小さな都市構造や経済社会システムの形成に向けた土地利用の重要性などを記述しているところです。</p>
地域類型別の国土利用(都市)	2	<p>人口減少社会に対応した都市整備のあり方の再構築 都市において経済社会諸活動を取り巻く状況の変化に適切に対応するためにも、従来からのゾーニング政策を中心とした都市計画制度から、柔軟な土地利用が可能となる政策への転換が求められている。 このため、都市計画制度の再検討を行い、無秩序な開発や都市機能の拡散を抑制しつつ、これからの人口減少社会に適応した都市の実現に柔軟に即応できる制度に再編する意思を示す必要がある。</p>	<p>国土利用計画(全国計画)は農用地、森林、宅地など利用区分ごとに国土利用の基本方向や規模の目標を示すものであり、このような性格に鑑み、「1.(1)ウ(ウ)」では地域の実情に即した柔軟かつ能動的な取組の重要性を示すとともに、「1.(2)ア」では既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、自然的土地利用からの転換を抑制するなどの新たな方向性を示しているところです。</p>
地域類型別の国土利用(都市)	3	<p>地球温暖化や高齢者化社会への対応として、環境負荷の大きな自動車中心の都市から環境負荷の小さな自転車を積極的に利用する都市への転換を促し、環境に優しい都市づくりを目指すことが必要です。 自転車の利用は安全で活力あふれる都市づくりの面でも有効であることから、公共交通機関とともに自転車の利用促進についても取り組むことを次期計画に盛り込むことが適当であると考えます。</p>	<p>国土利用計画(全国計画)は農用地、森林、宅地など利用区分ごとに国土利用の基本方向や規模の目標を示すものであり、このような観点から、ご指摘の点については、「1.(2)ア」で環境負荷の少ない都市形成の重要性、「3.(5)ア」で環境負荷の小さな都市等の構造や経済社会システムの形成に向けた土地利用の重要性などを記述しているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
地域類型別の国土利用（農山漁村）	4	<p>国土の有効利用の促進や低未利用地対策の実現のため、特に本県の県土利用上の課題である次の事項を全国計画に反映されたい。</p> <p>4.3 活力ある中山間地域の創造 高齡化・過疎化が著しく耕作放棄地、荒廃した森林の増加や集落の消滅も懸念され、下流域の都市住民にとっても看過できない中山間地域の危機的な現状を再認識し、多面的な役割を担う中山間地域の維持発展を推進する旨を計画に反映されたい。</p>	<p>国土利用計画（全国計画）は農用地、森林、宅地など利用区分ごとに国土利用の基本方向や規模の目標を示すものであり、このような観点から、ご指摘の点については、「1.（2）イ」で条件不利地域における生産条件の不利の補正や、地域資源の総合的活用等による地域活性化を踏まえた土地利用の必要性を記述しているところです。</p>
地域類型別の国土利用（農山漁村）	5	<p>森林や里山、田畑等の維持管理による国土保全機能のための集落機能の必要性 農山漁村のうち、人口の減少・高齡化により集落の維持・存続に問題がある地域は、国土保全機能など集落が果たしてきた公益機能を守ることが重要である。</p> <p>5 このため、公益機能を継承する人材の確保、森林の公的管理、多自然居住の推進など都市との交流・連携を強化する仕組みづくりとあわせて、生活基盤等社会資本や情報通信環境の整備により、これら地域に暮らす人々の生活が成り立つ条件を整える総合的な施策を展開し、集落の維持・存続を図ることによって持続可能な国土管理を図る意思を示す必要がある。</p>	<p>国土利用計画（全国計画）は農用地、森林、宅地など利用区分ごとに国土利用の基本方向や規模の目標を示すものであり、このような観点から、ご指摘の点については、農用地や森林の管理の担い手でもある集落の活力を維持する観点から「1.（2）イ」で良好な生活環境の整備、都市との交流・連携、条件不利地域での生産条件の不利の補正、地域資源の総合的活用等による地域活性化を踏まえた土地利用の必要性などを記述しているところです。</p>
国土利用の質的向上	6	<p>P7（3）利用区分別の国土利用の基本方向 オ～ク</p> <p>6 「美しくゆとりのある国土利用という観点」からの記述がほとんどないため、もう少し記述する必要があるのではないかと。</p>	<p>美しくゆとりのある国土利用の観点については、全体を通しての共通の概念であるため、「1.（1）」で国土利用の基本方針として記述しております。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
国土利用の質的向上		<p>P15(5)環境の保全と美しい国土の形成 「環境の保全」に関する記述がほとんどであり「美しい国土の形成」に関する記述がきの「また、地域特性を踏まえた～」の記述のみである。 7 「美しい国土の形成」のための措置が「都市におけるまちなみ景観」と「農山漁村における農地の維持」だけに限定するのは不適當ではないか。</p>	<p>環境の保全と美しい国土の形成については、それぞれが独立した概念ではなく、相互に深い関わりを持っている事項と認識しており、そのような認識のもと、「3.(5)環境の保全と美しい国土の形成」を記述しているところです。</p>
国土利用の質的向上		<p>被災時の住宅再建のシステムの整備 被災者の住宅再建のあり方については、国土利用の基本的方向の如何に関わらず行うべきものとの趣旨は理解するが、地形、地震など自然的条件が厳しく自然災害が絶えないわが国土の利用において、安心して暮らせる国土利用の観点から災害に対する「共助」の精神とその具体的施策である住宅再建共済制度の創設など住宅再建支援システムの整備は必要不可欠と考える。</p>	<p>国土利用計画(全国計画)は農用地、森林、宅地など利用区分ごとに国土利用の基本方向や規模の目標を示すものであり、このような性格に鑑み、「1.(1)ウ(イ)」で安全で安心できる国土利用の基本方向について明示するとともに、「1.(3)カ」で住宅地における安全性の確保について記述しているところです。</p>
地域整備施策の推進		<p>国土の有効利用の促進や低未利用地対策の実現のため、特に本県の県土利用上の課題である次の事項を全国計画に反映されたい。 9 1 東アジアとの交流・連携を支える国土基盤の形成(日本海国土軸の形成) 対岸諸国に対して地理的に有利な日本海沿岸諸港や空港を活用したシームレスアジアを実現するため、高速交通体系の整備や国際交流拠点の維持強化を行い、一極一軸構造を是正する旨を計画に反映されたい。</p>	<p>国土利用計画(全国計画)は農用地、森林、宅地など利用区分ごとの国土利用の基本方向や規模の目標を示すものであり、このような観点から、ご指摘の点については、「3.(3)」において地域間の交流・連携を促進し国土の均衡ある発展を図ることが重要である旨を記述しているところです。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
地域整備施策の推進	10	<p>東京一極集中の是正 都市については、中枢機能の分散配置やバックアップについて触れられているものの、東京一極集中の現状には触れられていないため、その評価や問題点についての指摘に欠けている。東京への過度の一極集中が進むことは、国土の均衡ある発展を阻害し、東京に大災害等が発生した際の首都機能の危機管理の観点からも問題が多く、国土政策上の対応が必要である。最近、再び一極集中が進みつつあることから、東京一極集中を抑制し、是正する意思を示す必要がある。</p>	<p>国土利用計画(全国計画)は農用地、森林、宅地など利用区分ごとに国土利用の基本方向や規模の目標を示すものであり、このような観点から、ご指摘の点については、「3.(3)」において地域間の交流・連携を促進し国土の均衡ある発展を図ることが重要である旨を記述しているところです。</p>
その他	11	<p>国会等の移転について</p> <p>国土利用計画は、国土の利用に関する基本的事項を定める計画であり、国土の利用・保全を中心とする土地利用の観点から策定されるものです。 また、その計画事項も、国土利用に関する基本構想、農用地・森林・宅地など利用区分ごとの数値目標等です。 こうした性格を有する計画で、(1.国土の利用に関する基本構想(1)国土利用の基本方針)において、「国会等の移転」という個別・具体的な施設の動向について言及する必然性はなく、当該記述は不要であると考えます。</p> <p>また、一方では、「国会等の移転」について、現在、国会において全く検討が行われていないのは周知の事実です。 東京一極集中の是正などを目的に進められてきた「国会等の移転」は、その後の社会経済情勢の大きな変化により、もはやその論拠も意義も完全に失っています。 国と地方あわせて800兆円を超えようとする巨額な長期債務を抱える中、さらに莫大な移転費用の負担をかけることになれば、日本の将来に大きな禍根を残すことは明白です。 東京の最大の弱点である慢性的な交通渋滞についても、広域交通基盤の強化などにより十分に解決可能な課題となっています。 それにもかかわらず、当初から今日まで国民的議論を全く欠いたまま、いまだに国会等の移転に関する決議と法律が残置されており、国会における検討も、平成14年5月の衆議院特別委員会において移転候補地の絞り込みすら断念し、それ以降現在に至るまで、実質的な検討は進捗していない状況にあります。また、安倍政権後は、特命大臣のポストが廃止されるなど、「国会等の移転」に向けた機運の後退は明らかであり、国全体の利益のためにも、「国会等の移転」は白紙撤回されるべきものです。</p> <p>以上の理由により、「国会等の移転」に関する記述を全国計画の案には盛り込むべきではないと考えます。</p>	<p>国会等の移転については、現行の第三次全国計画において同様の記述がなされているところであり、現在、「国会等の移転に関する法律」に基づき、移転先候補地等に関する国会等移転審議会答申を受けて、国会において検討が行われており、政府としてもその検討に必要な協力を行っていくこととしているところです。したがって、新たな国土利用計画(全国計画)において、今後の国会における検討の方向等を踏まえる必要がある旨記述することが適当であると考えます。</p>

事項	No.	意見	意見に対する考え方
その他	12	<p>地方分権改革の推進</p> <p>国は、地方分権改革のさらなる推進を踏まえ、地方のみで解決が困難な国土のバランスや圏域を越える国土利用など、本来果たすべき役割を重点的に担い、地方は自己決定・自己責任の原則に基づき、それ以外の地域整備を担うなど、国は地方との適切な役割分担に配慮する意思を示す必要がある。</p>	<p>国土利用計画(全国計画)は農用地、森林、宅地など利用区分ごとに国土利用の基本方向や規模の目標を示すものであり、このような性格に鑑み、国土利用においても地域での主体的で創意工夫ある取組の重視とその促進など、地方分権の進捗状況を十分に踏まえる必要があると認識しており、「1.(1)国土利用の基本方針」でその旨記述しているところです。</p>
その他	13	<p>北海道は、人口減少・超高齢社会の到来や、グローバル化の進展、深刻化する地球環境・資源エネルギー問題など、これまでにない大きな転換期を迎える中、環境と経済の調和を基本に、国内外への貢献やゆとりと安心のある暮らしの実現などをめざし、多様な主体による関わりや新たな価値の創造などを基本姿勢として、北海道の独自性・優位性に根ざした様々な政策を展開することとしている。</p> <p>国土の利用は、このような独自の課題や基本姿勢に即した取組を進めていく上での基本的な要素であることから、国においては地方分権型社会の確立を基本として、環境と調和した活力ある地域づくりができるよう次の事項に対して、必要な行財政措置をお願いする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域間の交流・連携を促進し、良好な生活・生産活動を支えるための基幹的な道路網の整備 2 食料供給地域としての一層の役割を果たすための優良農用地の確保や生産基盤の整備 3 豊かな自然環境の保全、再生や地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収源としての森林の整備 4 市街地の再開発等による土地利用の高度化や中心市街地における街なか居住の促進 5 安全・安心な国土をつくるため、災害に備えた河川・砂防などの総合的な治山・治水対策や海岸の保全対策などの促進 6 NPO、企業、個人、行政など多様な主体による持続可能な国土管理などへ参画を促すシステムの確立 	<p>国土利用計画(全国計画)は農用地、森林、宅地など利用区分ごとに国土利用の基本方向や規模の目標を示すものであり、このような観点から、ご指摘の道路、農用地及び森林にかかる事項については「1.(3)利用区分別の国土利用の基本方向」に記述しているところです。また、土地利用の高度化、安全で安心できる国土利用、多様な主体の参画等にかかる事項についても「1.(1)国土利用の基本方針」はじめ本計画案の随所で記述しているところです。</p>